

議員提出議案第4号

伊藤恵一議員に対する問責決議

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり提出します。

令和5年6月29日 提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 桑名市議会議員 | 畠田 薫 |
| 賛成者 | 同 | 倉田 明子 |
| | 同 | 近藤 浩 |
| | 同 | 松田 正美 |
| | 同 | 畑 紀子 |
| | 同 | 伊藤 研司 |
| | 同 | 飯田 尚人 |
| | 同 | 多屋 真美 |
| | 同 | 近藤 奈歩 |



伊藤恵一議員に対する問責決議

本年5月2日開催の臨時会において、「伊藤恵一議員の議場における発言並びに議員活動報告記載事項の根拠を明らかにすることを求める決議」が全会一致で可決された後、同議員から、自身の一連の言動に対する根拠を示すとする文書が提出されたが、5月22日、各派代表者会議で内容確認を行った結果、会議に出席した議員全員が、決議で求めた根拠は明らかにされていないという認識で一致した。

また、今定例会初日の6月8日、再び、同議員に対し、一連の言動に対する根拠を明らかにすることを求める決議が全会一致で可決された。

これを受け、同議員から改めて提出された文書について、6月20日、各派代表者会議で内容確認を行ったものの、前回同様、明確な根拠は示されず、この後に開催の議会運営委員会で、同議員の文書には一連の言動に対する明確な根拠がないことが結論付けされた。

本市議会の議員は、桑名市議会議員政治倫理条例第2条第2項の規定に従い、市民に疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならないが、同議員には、一切その姿勢が見られない。

2回の決議の対応からも明らかのように、同議員の一連の言動は、議会の名誉及び品位を損ね、ひいては議会に対する市民の信頼を著しく失墜するものであり、断じて許されるものではない。

よって、同議員の責任は非常に重く、桑名市議会は、同議員に対し、その責任を強く問うものである。そして、今後、同様の事態が繰り返されないよう、同議員に対し、猛省を促すとともに、7月13日までに文書をもって謝罪すること、加えて自身の責任において一連の言動により招いた疑惑の解消に努めることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月29日

桑名市議会